

## 仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成29年(ヨ)第 2820 号 仮処分  
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、  
債権者に金30万円

の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

### 主 文

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

平成 29 年 9 月 28 日

東京地方裁判所民事第9部

裁 判 官 山 本 明 子

(別紙)

当 事 者 目 録

〒 [REDACTED]

債 権 者 [REDACTED]

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目12番2号 クロスオフィス渋谷401

渋谷青山法律事務所 (送達場所)

電話番号 03-6427-3462

FAX 03-6427-3463

債権者代理人弁護士 岩 尾 光 平

〒190-0012 東京都立川市曙町2丁目31番15号日住金立川ビル4階

西東京共同法律事務所

電話番号 042-519-3120

FAX 042-519-3130

債権者復代理人弁護士 山 口 俊 樹

〒367998 シンガポール共和国プレイフェアロード80カポファクトリービル7-15  
(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING SINGAPORE  
367998)

債 務 者 パケットモンスターインク ピーティーイー エルティーディー

(PACKET MONSTER INC.PTE.LTD.)

上記代表者取締役 エフエンディ アーメッド ハリス メリカン

(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

(別紙)

投稿記事目録

閲覧用 URL <http://ai.2ch.sc/test/read.cgi/world/1023510331/>

|   |    |     |      |                        |
|---|----|-----|------|------------------------|
| 1 | 番号 | 950 | 投稿日時 | 2017/06/13 17:09:51.62 |
| 2 | 番号 | 953 | 投稿日時 | 2017/06/24 05:57:00.14 |

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 29 年 9 月 28 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 國 吉 俊 子

